

緊急事態宣言の解除及び東京都におけるリバウンド防止措置に伴う区の考え方

1 区の方針

国や都の方針を踏まえ、以下のとおり定める。

- ・新型コロナウイルス感染症の再拡大防止に向けて、医療機関や関係機関と連携し、ワクチン接種を含め、区民の「命」を守る施策を継続する。
- ・緊急事態宣言は9月30日をもって解除されるが、感染の早期の再拡大を防止する観点から、対策の緩和については段階的に行うこととなり、東京都では10月24日までの間、リバウンド防止措置が実施される。これを踏まえ、本区においても引き続き感染予防対策を徹底し、リバウンド防止を図る。
- ・区民に必要な情報を適時適切に発信する。
感染状況次第では、措置等を変更する場合もある。

2 主な施設等の対策

出張所、学校、保育園、学童クラブ、福祉関係施設、清掃事務所、公園等については、引き続き業務を継続する。各施設については、国や都のガイドラインに沿って、条件付きで開館する。学校の体育館及び格技室の貸出について再開するほか、貸出施設等の開館時間は夜9時までとするが、原則として、酒類の持ち込み、飲食、会食、カラオケ等飛沫感染の危険性が高い利用については、都の措置期間において不可とする(期間：令和3年10月1日～令和3年10月24日)。

3 区主催イベント・事業等の対応

実施する場合は、人流抑制に配慮し、感染防止策を徹底する。

4 会議等の開催

区で行う会議等については、通常どおりとするが、オンラインによる方法も含め、開催する場合には、感染予防対策の徹底を図る。

国や都の要請内容によっては今後変更する可能性がある。